

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2026 年 7 月

金融法務



弁護士 [三浦 貴史](#)

1. はじめに

気候変動や人的資本等に係る企業のサステナビリティ情報は、投資家が中長期的な企業価値を評価する観点で重要な情報といえ、これらの情報の開示に係る制度の整備が進められています。国際的には、国際サステナビリティ開示基準（ISSB 基準）が 2023 年 6 月に開発されており、日本においても、かかる ISSB 基準と機能的に整合的なサステナビリティ開示基準（SSBJ 基準）が 2025 年 3 月に開発されております。

そのような中で、日本では、2023 年 3 月期より上場企業等に対しサステナビリティ情報の開示を義務付けているものの、当該開示は具体的な基準に基づくものではないため、比較可能性を向上させる必要があることに加え、サステナビリティ情報に第三者による保証が義務付けられていないため、信頼性を確保して投資者保護を図る必要があると指摘されてきました。

以上のような背景・課題を踏まえ、2026 年にサステナビリティ開示制度に関する改正が成立していますので、実務対応と併せて概説します。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正

（1）改正の概要

2026 年 2 月 20 日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（以下「本改正府令」といいます。）が公布・施行され、併せて「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」が改正されました。本改正府令は、2025 年 7 月に公表された、金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの中間論点整理を受けた

ものです。

本改正府令におけるサステナビリティ開示に関する主なポイントは、①サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備及び②人的資本に関する開示の拡充となります。①は、平均時価総額 3 兆円以上の東証プライム市場上場企業には 2027 年 3 月期から、同 3 兆円未満 1 兆円以上の東証プライム市場上場企業には 2028 年 3 月期から、適用されます。②は、2026 年 3 月期から適用されます。

(2) サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備

ア SSBJ 基準の適用義務化等

本改正府令は、比較可能性の向上と投資者に有用な情報を提供するとの観点から、平均時価総額 1 兆円以上の東証プライム市場上場企業に対し、民間のサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が公表したサステナビリティ開示基準（SSBJ 基準）に従った情報開示を義務付けました（本改正府令 19 条の 9 第 1 項）。なお、SSBJ 基準を適用しない提出会社の記載事項は、本改正府令以前と同様ですが、SSBJ 基準の適用対象外の提出会社においても、SSBJ 基準を任意に適用することは可能です（同条 2 項）。

この点、SSBJ 基準に準拠した情報開示を行うに当たり、提出会社による連結子会社も含む対応状況の把握やリソースの確保等のために一定の時間を要することも予想されることから、経過措置として、二段階開示が認められております。具体的には、SSBJ 基準の適用開始年度及びその翌年度については、SSBJ 基準に従って記載すべきサステナビリティ情報を有価証券報告書に記載しないことができ（但し、二段階開示の適用を受けている旨等は記載する）、その場合には、それぞれの翌期の半期報告書の提出期限までに、当該事項を記載した訂正報告書を提出することを可能としております（本改正府令附則 2 条 2 項）。

イ SSBJ 基準の適用に伴い追加される主な開示項目等

まず、SSBJ 基準の適用状況は提出会社により異なることとなるため、投資者に混乱が生じないようにする観点から、有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」の冒頭において、SSBJ 基準の適用状況に関する事項（SSBJ 基準に準拠している旨、二段階開示や SSBJ 基準上の経過措置¹の適用状況など）を記載することが求められます（本改正府令第二号様式記載上の注意(30)a）。

また、SSBJ 基準の適用に当たり記載されることとなる、Scope 3 温室効果ガス排出量に関する定量情報（以下「スコープ 3 定量情報」といいます。）は、提出会社の統制の及ばない第三者から取得した情報であるとともに、見積りによる算出も想定されるなど、相対的に不確実性が高いという特性があります。そのため、スコープ 3 定量情報及び（これと同様に不確実性が高い）将来に関する事項について、(i)記載した内容が事後的に異なるもの

¹ 適用初年度においてはスコープ 3 定量情報を開示しないことができるなど

となる可能性がある場合には、その旨及びその要因、(ii)記載に当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程、(iii)情報の入手経路の確認を含む記載内容の適切性を検討し、評価するための社内の手続などを記載することが求められます（本改正府令第二号様式記載上の注意(1)k、(30)d）。

そして、SSBJ 基準の適用の有無は株式時価総額によって判断されることを踏まえ、利用者の利便や提出会社における管理上の観点から、（提出会社が東証プライム市場上場企業である場合には）最近 6 事業年度の末日における時価総額及び平均時価総額を注記することが求められます（本改正府令第二号様式記載上の注意(25)h）。

このほか、（スコープ 3 定量情報など SSBJ 基準において開示が求められる数値は、合理的な方法による見積りの方法を使用した測定も認められているところ、）有価証券報告書に見積りの方法により算定した数値を記載した後、当該数値に係る確定値が判明し、見積りによる数値と確定値との間に差異がある場合には、翌期の半期報告書に当該差異の状況及びその理由を記載できることとなりました（本改正府令第四号の三様式記載上の注意(9-2)）。

（３）人的資本に関する開示の拡充

SSBJ 基準の個別開示基準としては人的資本開示の基準が定められていないものの、人的資本開示の充実を図ることが投資者保護に資すると考えられることを踏まえ、本改正府令において人的資本に関する新たな記載事項が定められました。この点は、SSBJ 基準の適用対象であるか否かにかかわらず、適用されます。

具体的には、まず、有価証券報告書において、「従業員の状況」の項目の位置が、「第 1 企業の概況」から「第 4 提出会社の状況」に移ります。その上で、主に人的資本に係る定性的情報の拡充を図る観点から、新たに、(i)企業戦略と関連付けた人材戦略、(ii)左記(i)を踏まえた従業員給与等の額及び内容に関する決定方針、(iii)従業員の平均給与の対前年比増減率などを記載することが求められます。

その他、使用人のみを対象としたストックオプション制度や役員・従業員株式所有制度を導入している場合には、これらの制度の概要を、「株式等の状況」に代えて「従業員の状況」に記載できることとなりました。

3. 金商法等改正法案の成立

2026 年 7 月 15 日に「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」が成立しました。サステナビリティ開示については、これまで企業内容等の開示に関する内閣府令等に規定されておりましたが、新たに金商法等にも規定が設けられ、法律レベルで位置付けられることとなりました。

上記の改正法案におけるサステナビリティ開示に関する主なポイントは、①平均時価総額 1 兆円未満 5 千億円以上の企業への SSBJ 基準の適用時期については、2029 年 3 月期からとす

ること（政令等で規定予定）、②SSBJ 基準の適用対象企業に対し、適用開始時期の翌期から、（国際基準と整合した基準に準拠した）サステナビリティ情報の第三者保証を義務付けること（改正金商法 26 条の 5 第 1 項等）、③左記②の第三者保証の提供者を登録制（法人）とし、監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能とすること（同法 26 条の 6 等）、④左記③の登録業者について、守秘義務や業務執行担当者のローテーション等の行為規制を導入すること（同法 26 条の 12、26 条の 17 等）、⑤企業の積極的な情報開示を促す観点から、一定の場合には、将来情報等の虚偽記載に対する金商法上の民事責任及び行政責任を負わない旨（セーフハーバー・ルール）を規定すること（同法 21 条の 2 第 3 項等）となります。

これらサステナビリティ開示に関する改正事項は、2027 年 4 月 1 日からの施行が予定されています。

【執筆者】



三浦 貴史（弁護士）
E-mail: takashi.miura@iwatagodo.com

東京大学法学部卒業、東京大学法科大学院卒業、2017 年弁護士登録。金融（バンキング、レギュラトリー、ファイナンス取引、FinTech など）、紛争解決、M&A、コーポレートを中心に、企業法務全般を幅広く取り扱っている。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報: newsml@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。